

最低制限価格等算定におけるスクラップ控除額の取扱いについて

佐倉市では、最低制限価格等の算定におけるスクラップ控除額を下記のとおり取扱っておりますのでご留意ください。

記

工事費の積算において、直接工事費とは別にスクラップ控除額を計上している場合の最低制限価格等（低入札価格調査における調査基準価格、失格基準価格を含む）の算定にあたっては、直接工事費からスクラップ控除額を減額の上、所定の率を乗じています。

例：最低制限価格の算定式

$$\begin{array}{rcl} & (\text{直接工事費} - \text{スクラップ控除額}) & \times 0.97 \\ + & \text{共通仮設費} & \times 0.90 \\ + & \text{現場管理費} & \times 0.90 \\ + & \text{一般管理費} & \times 0.55 \end{array}$$